

寒川町告示第 147 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定し、同法第 18 条第 1 項の規定により町道路線の区域を決定し、及び同条第 2 項の規定により平成 29 年 12 月 21 日より供用を開始する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、平成 29 年 12 月 21 日から平成 30 年 1 月 15 日まで縦覧に供する。

路線番号	路線名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)
01048	田 端 48 号線	田 端	901 番 9 地先	4.50	50.80
		田 端	901 番 5 地先	4.50	
02114	一之宮 114 号線	一之宮九丁目	94 番 12 地先	4.50	46.00
		一之宮九丁目	94 番 7 地先	4.50	
04041	大 曲 41 号線	大曲三丁目	277 番 2 地先	4.50	50.20
		大曲三丁目	277 番 8 地先	4.50	
04042	大 曲 42 号線	大曲二丁目	119 番 2 地先	4.50	113.80
		大曲二丁目	103 番 2 地先	4.50	
05129	岡 田 129 号線	岡 田	2442 番 6 地先	4.00	98.30
		岡 田	2433 番 2 地先	4.30	
07056	小 谷 56 号線	小谷二丁目	721 番 22 地先	4.00	130.80
		小谷二丁目	721 番 35 地先	6.00	
07057	小 谷 57 号線	小谷二丁目	732 番 3 地先	4.50	82.00
		小谷二丁目	730 番 11 地先	4.50	

平成 29 年 12 月 21 日

寒川町長 木 村 俊 雄